

II. 詐害行為取消権

1. 重要点の概説

詐害行為取消権については多数の修正があるが、重要点は以下の4つにまとめることができる。

(1) 規定の詳細化

3か条しかなかった旧規定については、非常にたくさんの判例の準則が展開し、この制度の実際の運用ルールは、条文からは理解しにくい状態にあった。そこで、判例の準則を合理化したうえで明文化することが強く要請され、要件・行使方法等・効果・期間制限の4つの目に分類された詳細な14か条の規定が設けられた。

(2) 事実上の優先弁済の容認

議論は債権者代位権の場合と同様の経過を辿った。判例法理によれば、債権者代位権の場合と同様に、取消債権者には、受領した金銭につき、相殺を介した事実上の優先弁済（債権回収機能）が認められていた。この判例法理に対しては、債務者の責任財産の保全を超えて、強制執行制度を利用した場合と同様に債権の満足を得ることができてしまうことに批判がある。そこで、中間試案では、債権回収機能を否定又は制限して、詐害行為取消権を強制執行の準備するための制度として純化する提案が検討された。これに対して、債権回収機能を否定すると、詐害行為取消権が使われなくなって詐害行為に対する抑止力も失われるなどの反対が強かった。

改正は、取消対象の行為の目的が可分であるときは被保全債権額を限度でのみ取消しを認め（424条の8）、価額償還の場合を含む金銭の支払・動産の引渡しの場合には、代位債権者が相手方に自己への支払・引渡しを請求できることを明記し（424条の9）、相殺禁止規定を採用しなかった（相殺権濫用の法理の適用は今後の解釈論に委ねられている）。これにより、判例法理が維持され、債権回収機能が容認されたと解される。受益者が供託や仮差押えをすると、事実上の優先弁済はできなくなるとの解釈が示されているが（実務解説135頁、138-139頁）、法制審での議論の経緯に従うと疑問がある。

(3) 破産法の否認制度と整合する要件の整備

破産法の否認制度との整合性が改正において最も重要な点である。判例法理によると、行為の詐害性は、必ずしも責任財産を減少させる場合（財産減少行為）に限られず、主観的態様や意図などと相関的総合的に判断され、不動産の時価売却、一部債権者への担保提供、代物弁済などは、原則として詐害行為となるとされてきた。しかし、これに対しては、取引への萎縮効果を生じるとか、危機にある債務者の立ち直りを阻害するという批判がある。さらに、破産法の否認権は、詐害行為取消権と同じ起源を有するものであるところ、2004年の破産法改正のうちに、こうした批判を反映した改正が行われた。判例法理をそのまま条文化すれば、詐害行為取消訴訟では取り消せる行為が、破産手続に移行すると否認できないという、いわゆる逆転現象が生じる。改正は、否認権と整合する形で詐害行為取消権の要件を類型毎に詳細化して整えた。また、相手方が受益者であるか転得者であるかによって、詐害行為の要件も効果も異なる処理が導入された（次頁の表を参照。詳細な補足が必要な点は2で言及する）。

(4) 債務者に対する効力の波及とその手続保障

判例によると、債務者には詐害行為取消訴訟の被告適格がなく、訴訟当事者でない債務者・受益者・転得者等には取消しの効力が及ばない。しかし、自分の行為を否定されることについて、債務者に反論する機会がないのは、手続保障の点で問題がある。また、相対的取消しによると、たとえば、効力が及ばないはずの債務者に登記名義を戻して執行できることや、取消しの結果受益者等から金銭を直接受領した取消債権者に対して債務者の返

還請求権が生じることは説明困難である。

そこで、改正は、債務者及び債務者の債権者には取消しの効力が及ぶことにした（425条）。つまり、逸出した財産は債務者に戻り、債務者の全債権者が執行の対象とすることができるようになる。判決の効力が及ぶ債務者に対する手続保障は、訴訟告知によって訴訟参加の機会を与えることで考慮される（424条の7）。訴訟の被告になっていない受益者及び転得者には取消しの効力は及ばない（相対的取消しの維持）。

	民法	破産法	対象行為と要件
財産減少行為の一般規定	424条1項	160条1項1号	債権者を害することを知ってした行為（受益者が善意の場合は対象外）
相当の対価を得てした財産の処分行為（相当価格処分行為）	424条の2	161条1項	債権者を害する隠匿等処分をするおそれを現に生じさせる行為、債務者の隠匿等処分意思、受益者の悪意
特定の債権者に対する担保の供与等	424条の3	162条1項	義務行為：支払不能時の債務者と受益者の通謀害意 非義務行為：支払不能になる30日以内の債務者と受益者の通謀害意
過大な代物弁済等	424条の4	160条2項	前条に該当しなくても過大部分は一般規定により取消可能
転得者に対する詐害行為取消請求	424条の5	170条	受益者・全転得者の悪意（主観的要件具備についての二重の悪意は不要）

2. 詐害行為取消権に関する変更の詳細

以下では、改正によって変更される点についてのみ、補充的に説明する。

(1) 詐害行為取消権の一般規定(424条)

本条は受益者を相手とする場合を規定し、転得者に対する場合には別条が用意されている（424条の5）。基本的には旧424条を維持しているが、次の点が修正・補充されている。

①弁済のような準法律行為も取消対象となることを明らかにするため、「法律行為」が「行為」に改められた（424条1項）。もっとも、対抗要件具備行為を取消対象とするかは解釈に委ねられている（判例は否定）。

②被保全債権は詐害行為時に存在していなくても、詐害行為前の原因に基づいて生じたものであればよいと拡張された（424条3項）。従来、判例・学説では、被保全債権は詐害行為前に存在している必要があると説かれてきたが、判例は必ずしも厳格ではなく、将来の婚姻費用の分担を決めた調停により婚姻費用分担債権が発生する前に財産隠しがされた事例では、詐害行為取消しを認めていた。また、詐害行為後に発生した遅延損害金も被保全債権になることも認められていた。改正は、これを一般化したものである。たとえば、保証契約締結後の詐害行為は、その後生じた事後求償権を被保全債権として取り消せることになる。

③被保全債権が強制執行により実現可能なものでないときは詐害行為取消しを請求できないことが明記された（424条4項）。詐害行為取消しが強制執行準備のための制度だからである。この例外的な事情は、詐害行為取消しを争う者が主張・立証しなければならない。

(2) 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則(424条の2)

本条は、否認権の場合（破産161条1項）との均衡を考慮して、不動産の時価売却や担保設定による新規借入れなどをも詐害行為とする判例を修正した。こうした行為は責任財産を減少させるものでないところ、これが原則として詐害行為取消しの対象となると、経済

的危機にある債務者の立て直しのための行為が阻害されてしまうおそれがあるからである。

本条によれば、こうした行為は、原則として詐害行為とならず、債権者を害する隠匿等処分をするおそれを現に生じさせる行為、債務者の隠匿等処分意思、受益者の悪意という3つの要件がみたされた場合にのみ、例外的に取り消せるものとなる。

次条の場合も含めて破産法と異なるのは、中間試案で提案されていた悪意の推定規定が置かれなかったことである。実体法ではそこまで細かい規定は不要と考えられたからであり、解釈による事実上の推定の活用は妨げられない。

(3) 特定の債権者に対する担保の供与等の特則(424条の3)

いわゆる偏頗行為にあたる弁済や担保提供も、責任財産を減少させておらず、原則として詐害行為にならない。しかし、義務行為であっても債権者と債務者が支払不能を知りつつ通謀して他の債権者を害する意図がある場合や、代物弁済や期限前弁済のような義務行為でないものについて支払不能前30日以内のいわゆる危機時期に通謀加害意図で行った場合には、例外的に詐害行為となる。本条も否認の規律(破産162条1項1号及び2号)にならって、支払不能概念を入れて危機時期に行われる行為につき取消しを拡張する一方、判例法理を参照して、債権者の悪意で足りるとする破産の場合の規律とは異なり、通謀詐害意図を要するとしている。

(4) 過大な代物弁済等の特則(424条の4)

本条も否認の規定(破産160条2項)と同趣旨である。代物弁済は、前条の債務消滅行為の例外に該当する場合には、全部の取消しができる。これに加えて、債権者が受けた給付の価額が消滅した債務額より過大である部分は、前条が適用されない場合においても、一般の規律(424条)に該当する限り、財産減少行為として取り消せる。この場合の効果は、一部取消しなので常に価額償還となる。

(5) 転得者に対する詐害行為取消請求(425条の5)

現在の判例法理は、取消訴訟の被告となっている転得者が自らの善意を立証できなければ、その前主が善意であっても詐害行為取消ができるとしている。これに対して、本条は、取引の安全を重視し、破産法170条を参照して、受益者と全転得者の悪意が必要であり、かつ詐害行為取消権を主張する債権者に転得者の悪意の立証責任を課す。ただ、前主が悪意や通謀詐害意図等の主観的要件も備えていることについてまで転得者の悪意を必要とすると、その立証が至難となるので、悪意の対象を「債権者を害する債務者の行為」としている。

倒産法の否認の規律もこれにあわせて「債権者を害すること」を悪意の対象とするよう改正され(破産170条1項1号・2号、会更93条1項1号・2号、民再134条1項1号・2号)、債務者の悪意についての悪意という二重の悪意を要しないものとなる。

(6) 財産の返還又は価額の償還の請求(424条の6)

本条は、詐害行為取消権の性質につき、行為を取り消したうえで逸出財産の債務者への返還を求めるという折衷説を明記し、あわせて、現物返還の原則及びそれができない場合の価額償還を定める。

価額償還の典型例は、不動産が善意の転得者に転売されて移転登記がされた場合における受益者に対する請求の場合、及び、担保付不動産が担保債権者に詐害的譲渡され、担保権が混同消滅した場合である。なお、価格賠償・価額賠償・価格償還等、従来ばらばらであった名称は価額償還に統一されている。

(7) 被告及び訴訟告知(424条の7)

本条は、判例・通説を維持して、被告は返還請求の相手方である受益者または転得者であり、債務者には被告適格はない。中間試案は、債務者をつねに被告とすることを提案し

ていた。判決効が債務者に及ぶことを正当化するには、債務者を被告にする方が理論的に明確である。しかし、必要的共同訴訟とすると取消債権者の負担が重く、円滑な訴訟の進行や和解が困難になるなど、詐害行為取消権が使いにくくなるとの実務からの強い批判があった。そのため、本条は、債務者への訴訟告知を義務づけることで、債務者の手続保障を行うことになった。

(8) 詐害行為の取消しの範囲(424条の8)

本条は、目的が可分である行為の取消しの場合又は価額償還の場合、被保全債権額を取消しの限度とする。その反対解釈として、不動産など目的が不可分な行為を取り消して現物返還を求める場合には、被保全債権額に限定されず、全部取消しとなる。中間試案は全部取消しを広く認めていたが、それは相殺による事実上の優先弁済を否定する提案と対応していた。事実上の優先弁済を容認する姿勢に転換したことにより、本条も判例の準則を維持することになった。

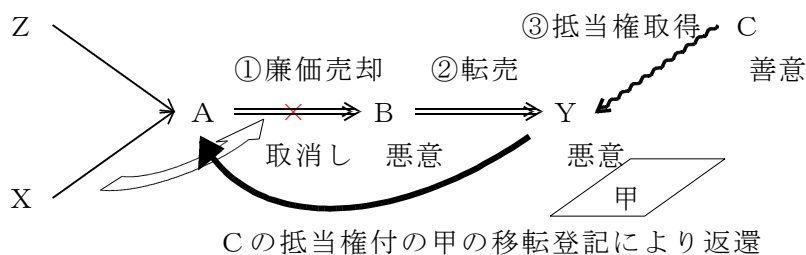
(9) 債権者への支払又は引渡し(424条の9)

債務者下での強制執行を準備するという詐害行為取消制度の趣旨から、債務者への財産の返還を原則としており、債務者・受益者間の法律行為の効力が債務者との関係でも否定されて、債務者に財産が戻る(424条の6)。これに対して、本条は、金銭や動産の場合には、取消債権者への直接の支払・引渡請求ができるとの例外を定める(前述1(2)も参照)。被保全債権の回収は、金銭の場合には相殺によることが可能であるが、動産の場合には受領した目的物につき執行手続を行う必要がある。

受益者や転得者が取消債権者に直接支払・引渡しをすれば、債務者に対する返還義務が消滅することがあわせて明記された(1項後段)。

(10) 詐害行為取消しの効力

詐害行為取消しの効力は債務者とその債権者に及ぶ(425条)。これとは対照的に、詐害行為取消訴訟の当事者になっていない者との関係では、取消しの効力が及ばないという従来の相対的取消しの考え方が維持されている。図の例解を用いて説明する。事例は、無資力状態にあったAが悪意のBに対して所有する土地を廉価売却し、甲が、その後、Bから悪意のYに転売され、Yが善意のCに対して抵当権を設定した、というものである。Xは、AB間の売買契約を取り消して、Bに対して価額償還を求めるか、Yに対して甲の返還を求めることができる。



仮に、XがBではなくYを被告として取消訴訟を提起し、それが認容された場合であっても、善意のCの抵当権は影響を受けないため(相対効)、Cの抵当権の負担付でAに甲の登記が回復される。この回復は、真正な名義の回復を理由とする移転登記の形を採る。甲に対しては、取消債権者Xのみならず、Aの債権者Zも強制執行を行うことができる(この限りで相対効の例外)。また、被告になっていないBにも取消しの効力は及ばず(相対効)、BはAに反対給付の返還等を請求することはできない。さらに、取消しはBY間の売買契約の効力にも影響しないので、Yが甲を返還したことによって権利を取得する相手方はAであって(425条の4)、Bではない。

(11) 財産を返還した受益者の権利(425条の2・425条の3)

直前の(10)の例において、XがBを被告として取消訴訟を提起し勝訴した場合を考えよう。受益者は、取消しの結果、債務者に対して、取得した財産を返還し、又はその価額を償還する義務を負う。その代わりに、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求でき、反対給付の現物返還が困難なときは、その価額の償還を請求できる(425条の2)。取り消された行為が弁済や代物弁済などの債務の消滅に関する行為である場合には、給付の返還又はその価額の償還後に、債務者に対する受益者の債権が復活する(425条の3)。代物弁済の過大な部分のみが取り消された場合(424条の4)には、過大でない部分の弁済の効力は維持されるから、受益者の債権は復活しない(425条の3の括弧書きによる除外)。

中間試案では、受益者の反対給付請求権について、破産法の財団債権扱いと対応して先取特権を認め、価額償還の場合には反対給付額を控除して返還する、という案も検討されていた。これは、実質的な差額相当部分が逸出財産であり、取消債権者や他の一般債権者が逸出財産と受益者の反対給付の双方を二重に責任財産として把握するのは不当である、という考え方である。

しかし、受益者は詐害行為について悪意の相手方であるから取消債権者の被保全債権との関係で優先権を認める必要がない、現物返還と価額償還で優劣に差を設けるのは正当化できない、民法上の他の制度と関係における規律の密度や均衡等の理由で、規定は設けられなかった。受益者は、債務者への現物返還又は価額償還を先履行しなければならず(425条の3。文言上明確でないが425条の2の場合も同様と解されよう)、受益者が取得する反対給付の返還又は価額償還の債権は、債務者が無資力である状況では、満足を得られにくい。

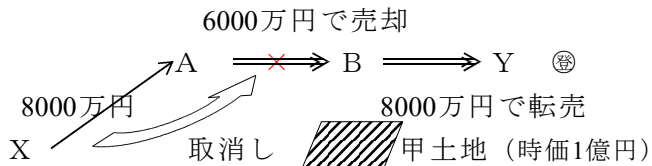
具体例2つを用いて説明する。まず、受益者Yが時価1億円の土地を6000万円で債務者Aから購入した場合、この売買契約が取り消されると、Yは土地をAに返した上で、6000万円をAに返還請求できる。

もう1つの例として、債務者Aが1億円の土地甲をYの8000万円の土地乙と交換し、Aが乙をZに転売した後に、この交換契約がXによって取り消された場合、A Y間の交換契約は無効となるが、A Z間の転売契約には影響せず(相対効)、Yは乙をZから取戻すことができない。Yは、甲をAに返した上で、Aに8000万円の価額償還を請求できる。

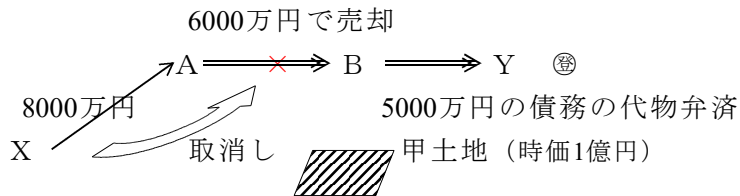
(12) 財産を返還した転得者の権利(425条の5)

転得者に対して詐害行為取消しが認められれば(424条の5の厳しい要件が満たされる必要があることに注意)、転得者は得た財産の返還又はその価額の償還義務を負うが、前主との契約は取消しにより影響を受けないため、転得者は前主に対する権利を取得しない。学説では、回復された財産の強制執行により債務者が債務を免れた場合、転得者の権利喪失という損失によって債務者が債務免脱の利益を得たとして直接の不当利得返還債権の発生を認める考え方が有力であったが、判例はなく、権利関係は不明確であった。そこで、改正法は、財産を返還した受益者の権利(上記(11))に相当する権利を、転得者が自らの前主に対してした出捐の額を限度として、転得者に与える。すなわち、転得者の取得する権利は、受益者に対する関係で問題の行為が取り消された場合に受益者が債務者に対して取得する反対給付返還債権又はその価額償還請求権の額と、転得者が自らの前主に対してした出捐額のどちらか低い方になる。

次頁の具体例2つの図解を対比して見ていただきたい。まず、債務者Aが時価1億円の土地甲を受益者Bに6000万円で廉価売却し、BがYに甲を8000万円で転売した場合において、XがYを相手にした取消訴訟で勝訴したときを考えよう。Yは、Aに甲を返還後、A B間の行為がBに対する関係で取り消されたとすればBが取得するはずの6000万円の反対給付返還請求権を、Aに対して取得する。



もう1つの例として、Aが時価1億円の甲をBに6000万円で廉価売却し、BがYに対する5000万円の債務の代物弁済として甲をYに給付した場合において、XがYを相手にした取消訴訟で勝訴したときを考えよう。代物弁済によって消滅したYのBに対する債権は5000万円であるから、YがAに対して取得する権利は、5000万円の返還債権である。



なお、否認権の場合の転得者の権利に関する同趣旨の規定が、倒産法にも新設される（破産170条の2・170条の3、会更93条の2・93条の3、民再134条の2・134条の3）。

(13) 期間制限(426条)

詐害行為取消権は訴えによってのみ行使が可能であるので、本条は、出訴期間であることを明確に示す表現を用いる。また、消滅時効の一般的な短期化をも考慮し、長期の期間が行為の時から10年に短縮される。詐害行為取消権の行使には詐害行為時から行使時まで債務者の無資力状態が継続しなければならないと解されているため、債務者の無資力状態が10年以上放置した後で影響の大きな取消しを認める必要性は乏しい、というのが実質的な理由である。否認権の場合にも同趣旨の期間の短縮化が行われる（破産176条、会更98条、民再139条）。